誠意ある和解条件を

三池大災害裁判は、和解交渉に移ってからすでに四回の協議がおこなわれましたが、原告団の『事務局だより』（四月二十日号）から原告団の皆さんのご意見や決意を転載してご紹介します。

納得できる回答示せ

遺族会　溝口生松

和解交渉は、和解反対を主張する一部原告の分裂により、会社が席につくことを引き延ばすなどの混乱がありましたが、昨年十一月七日、ようやく交渉が持たれることになりました。

私たちは、誠意ある和解条件をかち取るため、弁護団の諸先生の組合の指導のもとに、強固な団結の力でたたかっていきますが、会社が納得できる回答を示さない場合は、判決でたたかう決意です。それが、大災害によって命を奪われた息子たちにむくいる、せめてものつとめだと信じています。

これからも、弁護団の諸先生をはじめ、組合の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

労災認定と後藤さん

CO家族の会　久保時枝

昨年七月に死亡された、後藤弘さんの労災認定について、大牟田労働基準監督署はこのほど、業務上死亡認定の手続きをとることを明らかにしました。

後藤さんは、被災以来二十二年間、久留米大学病院で入院治療中でしたが、肝臓障害を併発しながらも、奥さんや仲間に励まされ、必死に頑張っておられましたが、COガスは全身をおかし、とうとう帰らぬ人となったのです。

死亡直後の労基署交渉では『COとの因果関係は認められない』と、冷たい回答しか得られませんでしたが、三池労組と原告団の粘り強い要請行動と、久大病院医師の良心的診断により、ようやく労災認定に向かっています。

これから福岡労働基準監督局との交渉が残されていますが、一人の力ではどうにもなりません。労働組合の力と運動がどんなに大切であるかを示しているのではないでしょうか。

裁判闘争の決着を見ずに、闘病生活のなかばで亡くなられた、後藤弘さんのご冥福を心からお祈りし、和解交渉での前進をお誓いいたします。

分裂は会社を利する

CO家族の会　斉藤清子

先日、第二原告団から出されたビラに、許されない言葉が書かれています。それは大多数の原告が、和解による有利な条件を獲得するため、力を出し合ってたたかっているのに対して、反労働者的だと言っているのです。

私たちは白旗を上げて和解に応じているのではなく、誠意ある条件が示されなければ、判決に向かってたたかう決意をみんな持っています。それは遺族の生活補償や、CO患者の完全治療と生活補償をかち取るため、仲間と何回も話し合って集約した私たちの要求に盛り込まれています。

三池労組は、三池闘争以来全組合員、主婦会員が喜びも悲しみもともにし、統一と団結でたたかってきた輝かしい歴史を持っています。その時に、団結だ統一だと先頭に立って指導した幹部が、分裂に加担しているのは非常に残念でなりません。原告団の分裂で、一番よろこんでいるのは会社で、和解条件の切り下げや、CO患者の抹殺をねらっています。このような分裂策動こそ、反労働者的ではないでしょうか。

話し合い守り合って

遺族会　池田都美

昭和三十八年十一月九日、あの大災害から時はめぐって、二十三回目の桜の季節を迎えました。

紙切れのように、簡単に命を奪われた遺族の苦しみ、そしてCO患者の病気とのたたかいの毎日と、それぞれに立場は違っているけれども、気持を一つにして『三池』という、大きく力強い組織に支えられながら、さまざまな障害を乗り越えてきた、二十三年間でもありました。

裁判所から和解の打診があり、何回も討議を重ねた結果、和解テーブルにつくことになりましたが、何を思われてか、数名の方が反対を主張され原告団分裂というアクシデント。何のために今までともにたたかってきたのか……。

私たちは三池闘争以来、全国の仲間の暖かい支援に支えられて、今日に至っています。その皆さんに応えるためにも、つなぎ合っている手をゆるめることなく、前進しなければならないのではないでしょうか。

髪にはいつの間にか白いものがずいぶんと目立つようになり、顔にも、苦渋の年輪が刻み込まれてきましたが、おだやかに心から笑みを浮かべて過ごせる日の、一日も早く来ることを願って、お互いに話し守り合って最後までたたかい抜きましょう。

原告団

三池炭鉱の暮らし

第七回

納屋・仮住居か

武松輝男

三池炭鉱の職員社宅。職制が住む社宅のことだが、明治期の記録はほとんど無いと言ってよい。

大正九年八月、農商務省は炭鉱長屋の改善について提案しているが、その時期を前後するような形で、職員社宅の順位呼称というか、ランクづけをした社宅の記録が残されている。

もちろん記録に残されている社宅は、大正七年頃新築されたものとは言えないものであるから、明治期からの建物であろう。たとえば、第二次世界大戦終了後の昭和二十一年、戦災復興院の掌握で炭鉱住宅新改築がおこなわれたが、そのとき三池炭鉱は「三池炭鉱各所社宅経年調べ」をしている。その調査記録によると、相当数が戦災で損傷をうけたのであろうが、それでもなおかつ三十年以上経過した職員社宅が、九百五戸のうち五十戸を数えている。鉱員社宅で三十年以上経過した住居は、三千九百九十六戸のうち、わずか四十七戸。職員社宅と比べてみても、建築用資材や建築方法の違いが、歴然としていて長持ちしている。

入居調べ」の、鉱員社宅の五坪の住居と比べてみると、石炭を掘り利益を生み出す坑夫たちが、どういう待遇をうけていたかも、それこそ一目瞭然である。

まっくらやみでしかも酷暑、その中でなかば手探りで石炭を掘りながら、なお災害死亡と疲労生存との剣が峰に立たされ、それでいてなお、五坪か六坪に三人も四人も住んでいる、がそれが住居と言えるものかどうか。

坑内で日常的に災害にかかわり合いながら、まるで現世から来世へ歩むロードの「仮住居」とでも言えるようなものである。

「仮住居」とは哀れである。そこでは安住とは決して言わない。生活を楽しむなどと言ったことはその語彙の中にも含まれていない。

「流れ流れて、果てしなき旅よ、幸は無い、国の内にも、国の外にも」と口遊んでいたかつての流浪の民の悲しい韻律を思い出す。

この「仮住居」炭鉱納屋を、職員社宅の部屋数と比べながらみてみるとなおはっきりする。

甲号社宅の部屋数は、畳が敷いてあるものだけを取り上げても八間（八、八、六、六、六、四半、三、三）。乙号社宅は七間（八、八、六、四半、四半、三、二）と六間（八、六、四半、四半、三、二）があった。丙号社宅は五間（八、六、六、三、二）、丁号社宅は少し格が落ちて三間（六、六、三）である。職員社宅には、このほかに台所、風呂場、物置きがつけられている。

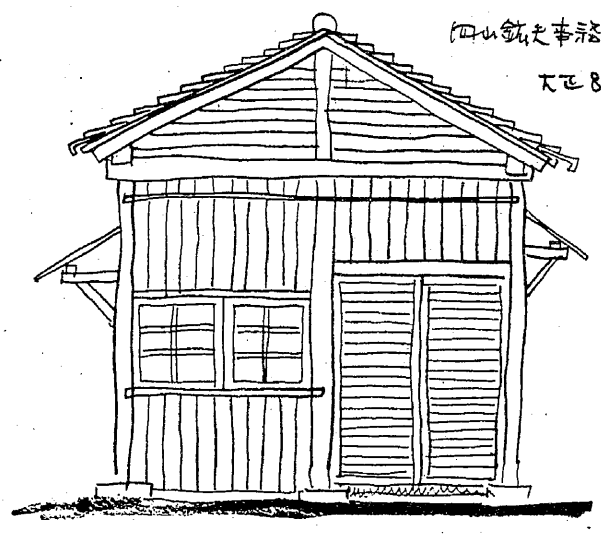

鉱員納屋、長屋は大正十三年の前掲の資料をみてもわかるように四半か六畳の一間だけ、それに土間の片隅に流しと水桶が据えられているだけである。ただ職制と坑夫の中間にあって、坑夫支配の先鉾となっていた世話方の住居は、三間（六、四半、三）に炊事場つきの内便所つきの社宅を与えられ優遇されている。

（カットも筆者）

追悼、百田さん

弔辞

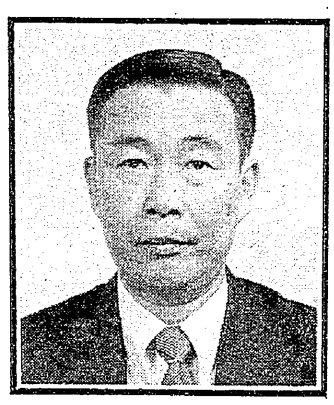

百田悟さんのご霊前に、三池炭鉱労働組合を代表してお別れの言葉を申し上げます。

あなたは、昭和二十五年四月三井鉱山学校を卒業したあと、本所の電気工として働き、三池闘争の終結と同時に会社の合理化による強制配転で、四山鉱の坑内仕繰工として働きながら職場活動に積極的に参加し、職場のたたかいをすすめてこられました。

さらに、昭和四十一年七月からは三池労組の執行委員として、組合員や主婦会員の先頭に立って職場や地域の中にとびこみ、仲間の訴えや悩みを自分の痛みとして受けとめながら活動し、組合運動を指導されてきました。

その後あなたは、五十四年四月の統一地方選挙で荒尾市の市会議員に立候補し、多くの市民の支持を得て見事に当選をかちとり、四年後にも再選を果たして政治活動における重責を荷なってこられました。

そのあなたが、昨年八月病いにおかされて入院された時には、すぐにでも回復するものと信じていましたし、その後一時退院されて組合にこられた時はほっとしたものでした。

しかし、病状が悪化して十一月に再び入院され、ついに四月二十一日午前一時十二分、かえらぬ人となってしまわれました。

この九カ月間の病魔とのたたかいは、生き抜くためのたたかいであり、どんなにか苦しかったことでしょう。

あなたのこれまでの短い人生は、あの英雄なき百十三日のたたかい、安保と三池のたたかい、就労後のたたかい、CO遺族のたたかい、さらに議会活動など、まさにたたかいの連続でした。

いま、私たちを取りまく情勢は一層きびしくなっています。中曽根内閣は「戦後政治の総決算」のもとで軍拡路線を進め、福祉を大幅に切り捨てて国民に犠牲を強いています。

このような情勢をみるとき、あなたの果たす役割りは大きく、今後の運動にとってあなたの死は大きな損失であり、悔まれてなりません。

私たちは、たたかいのなかばでかえらぬ人となった、あなたの遺志を受けついでたたかい抜く決意をご霊前に捧げ、お別れの言葉といたします。

百田さん、どうか安らかにお眠り下さい。

一九八六年四月二十二日

三池炭鉱労働組合
組合長　中原一